



平成 26 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 日本ケミファ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山口 一城  
(コード番号 4539 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 轡田 雅則  
(TEL 03-3863-1211)

## ストック・オプション（新株予約権）の発行内容に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 1 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定並びに平成 26 年 6 月 27 日開催の第 82 回定時株主総会の決議に基づき、下記のとおり、ストック・オプションとして発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）について、具体的な発行内容を決定いたしましたので、お知らせ致します。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他、未定の事項は、本新株予約権の割当予定日である平成 26 年 8 月 5 日に決定する予定です。

## 記

### I. スtock・オプションとして本新株予約権を発行する理由

当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役の業績向上に対する意欲を高めるとともに、株主価値向上を意識した経営の一層の促進を図ることを目的として、ストック・オプションとして本新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権の目的である株式数の総数112,000株は、当社の平成26年6月末日現在における発行済株式（自己株式を除く）総数40,417,889株の0.28%（小数第3位を四捨五入）であり、希薄化の規模は発行の目的・理由に照らして合理的な範囲のものであると判断しております。

### II. 本新株予約権の発行要領

#### 1. 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

|                    |    |       |     |
|--------------------|----|-------|-----|
| 取締役（社外取締役を除く）      | 6名 | 新株予約権 | 52個 |
| 執行役員               | 4名 | 新株予約権 | 16個 |
| 当社子会社取締役（社外取締役を除く） | 7名 | 新株予約権 | 44個 |

#### 2. 本新株予約権の名称

## 日本ケミファ株式会社第3回新株予約権

### 3. 本新株予約権の総数

112 個

ただし、上記総数は割当予定数であり、申込み数が割当て総数に満たない場合には申込みの数を割り当てるものとする。

### 4. 本新株予約権の内容

#### ① 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は1,000株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の当初の総数は112,000株となる）。

ただし、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会における決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は対象株式数の調整をすることができるものとする。

#### ② 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下「行使価額」という）に、①に定める本新株予約権1個につき交付される当社普通株式の数（対象株式数）を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げることとする。ただし、その価額が割当日の終値（取引が成立しない場合それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分（新株予約権の行使により自己株式を処分する場合を除く）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」「自己株式の処分」と、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替えるものとする。

③ 本新株予約権を行使することができる期間

平成29年8月6日から平成32年8月5日までとする（以下「権利行使期間」という）。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日が権利行使期間の最終日となるものとする。

④ 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとする。

⑤ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑥ 本新株予約権の行使の条件

(i) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）が当社又は当社子会社の役員若しくは従業員の地位をいずれも失った場合（任期満了又は定年による場合は除く）は、本新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとする。

(ii) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、本新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認めるものとする。

(iii) 本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

⑦ 本新株予約権の取得

(i) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議で承認された場合）であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は当該日に本新株予約権を無償で取得することとする。

(ii) 本新株予約権は、本新株予約権者が、上記⑥に定める行使条件を満たさない状態である場合等、本新株予約権を行使できない状態にある場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて当該本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は当該日に当該本新株予約権を無償で取得することとする。

⑧ 組織再編に伴い交付されうる新株予約権

当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうるものとする。この場合に交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(ii) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てることとする。

(iii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(iv) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることとする。

(v) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の承認を要することとする。

⑨ 端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩ 新株予約権証券

本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しないものとする。

5. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

6. 本新株予約権の割当日

平成26年8月5日

以 上